

令和2年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

- 1 【議案第21号】
三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案について 1
- 2 【議案第36号】
子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案について 2
- 3 【議案第43号】
三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について 4

《所管事項説明》

- 1 『令和元年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における県有施設の見直しについて 5
- 2 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）最終案に対する意見」への回答 7
- 3 みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）について 別冊
- 4 新型コロナウイルス感染症に係る対応について 別途配布
- 5 「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（最終案）について 8
- 6 「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（最終案）について 18
- 7 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（最終案）および「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（最終案）について 20
- 8 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」（最終案）について 24
- 9 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の見直しについて 26
- 10 「三重県社会的養育推進計画」（最終案）について 28
- 11 「三重県地域福祉支援計画」（最終案）について 31
- 12 「三重県再犯防止推進計画～犯罪や非行をした者を孤立させない～」（最終案）について 35
- 13 「県有施設のUD整備指針」（仮称）の作成に係る取組について 36
- 14 包括外部監査結果に対する対応について 40
- 15 各種審議会等の審議状況の報告について 50

《別冊》

- ・（別冊1）子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案 参考資料
- ・（別冊2）みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）【子ども・福祉部抜粋版】
- ・（別冊3）「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（最終案）
- ・（別冊4）「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（最終案）
- ・（別冊5）「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（最終案）
- ・（別冊6）「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（最終案）
- ・（別冊7）「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」（最終案）
- ・（別冊8）「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（改訂案）
- ・（別冊9）「三重県社会的養育推進計画」（最終案）
- ・（別冊10）「三重県地域福祉支援計画」（最終案）
- ・（別冊11）「三重県再犯防止推進計画～犯罪や非行をした者を孤立させない～」（最終案）
- ・（別冊12）「ユニバーサルデザイン事例集～既存県有施設の取組～」（案）

令和2年3月11日

子ども・福祉部

1 三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案 について

1 制定理由

社会福祉法（以下「法」という。）に位置付けられている無料低額宿泊所（無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設）について、平成 30 年 6 月の法改正により、事前届出制の導入、設備・運営に関する法定の最低基準等が創設されました。

法第 68 条の 5 により、無料低額宿泊所の基準は、厚生労働省令を基に県の条例で定めることとされていることから、設備及び運営に関して必要な事項を定めるものです。

2 基準の概要

本条例で定めようとする無料低額宿泊所の基準等は次のとおりです。

なお、施設に必要とされる設備や運営に必要となる職員などの基本的な事項については条例で、細目的な事項については別途規則で規定することとします。

(1) 県独自の基準を設けるもの

項目	県の基準
入居者の人権擁護 (条例第 9 条)	・入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施するよう努めること

【理由】

入居者の人権擁護、虐待防止等の徹底を図るため、必要な体制の整備と職員研修の実施を規定します。

(2) 国の基準どおりに定めるもの

無料低額宿泊所の基本方針、設置すべき施設・設備や配置すべき職員、運営に関する基準について、国の基準どおりに定めます。

3 その他

(1) パブリックコメントについて

本条例骨子案についてパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

(2) 県内の無料低額宿泊所の状況（2 か所）について

きずな（設置主体：特定非営利活動法人きずな）、MRK（設置主体：特定非営利活動法人MRK）については、現行のガイドラインに沿って適正に運営されていることを確認し、あわせて骨子案について説明を行っています。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日（一部令和 4 年 4 月 1 日）

2 子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

現行条例の制定から 15 年を経過しており、その間における児童福祉法等の改正や児童虐待防止にかかる緊急総合対策等の国の動向、本県における児童虐待の現状及び取組の成果をふまえ、児童虐待防止対策の強化を図るため、当条例を改正するものです。

2 主な改正内容

改正後の規定等については、以下のとおりです。

(1) 基本的な考え方（第 3 条関係）

- ・虐待を行ってはならず、許してはならない。
- ・虐待があらゆる家庭において起こりうるという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。
- ・施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

(2) 市町の責務（第 5 条関係）

- ・市町は、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努める。

(3) 県民の責務、保護者の責務（第 7 条及び第 8 条関係）

- ・県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告しなければならない。
- ・保護者は、子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。

(4) 通告等に係る対応（第 12 条関係）

- ・通告を受けた児童相談所長は、子どもの安全確保のため必要があると認める場合、ためらわずに一時保護を行う。

(5) 転居時の情報共有（第 20 条関係）

- ・県は、虐待を受けた子どもが転居した場合に、必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置を講ずる。市町も同様の措置を講ずるよう努める。

(6) 秘密の保持（第 26 条関係）

- ・子どもの福祉に職務上関係のある者は、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。

(7) 子育て支援指針、早期発見対応指針及び保護支援指針(現行第11条、第14条、及び第15条関係)

・ 県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、該当する条を削除

(8) 乳幼児を保護するための拠点施設(現行第22条関係)

・ 他の施設等に一時保護の委託が進んでいる状況に鑑み、削除

(9) その他

・ その他各条文において所要の改正を行います。

3 パブリックコメント等について

パブリックコメント及び市町への意見照会を実施したところ、条文の記載方法等についてそれぞれ1件の意見がありました。

4 施行期日

令和2年4月1日

3 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

青少年を自身の児童ポルノ等の提供を行う被害から守るため、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止についての規定を整備するための改正を行うものです。

2 改正内容

現行の条例に新たに以下の内容の条文を加えることとします。

(1) 第 23 条の 2

何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。

(2) 第 40 条第 5 項第 2 号

条例第 23 条の 2 の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めた者であって次のいずれかに該当する者に、30 万円以下の罰金を科す。

- ・当該青少年に拒まれたにも関わらず、当該提供を行うよう求めた者
- ・威迫し、欺き、又は困惑させる方法により、当該提供を行うよう求めた者
- ・対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を求めた者

(3) その他

その他必要な文言の整理を行います。

3 その他

(1) 検察庁への協議について

検察庁に対して本条例改正について協議をしましたが、「特段の意見はない」と回答がありました。

(2) パブリックコメントについて

パブリックコメントを実施したところ、条文の記載方法等について 1 件の意見がありました。内容に関する意見はありませんでした。

4 施行期日

令和 2 年 10 月 1 日（一部公布の日および「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行の日）

※罰則規定のある改正であり、十分な周知期間が必要なことから、半年間の周知期間を経て施行することとします。

【所管事項説明】

1 『令和元年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における県有施設の見直しについて

集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成31年2月14日全員協議会以降、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ね方向性を決めました。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	社会福祉会館 ＜直営＞	民間活力の導入(PFIなど) 当該施設は、社会福祉団体が入居し、高齢者、障がい者、生活困窮者等へ質の高い福祉サービスを提供している。 昭和46年に建設後、老朽化が進み、大規模改修の時期が差し迫っていることなどから、建設、資金調達、維持管理、運営等について、PPP/PFI等の民間活力を導入する方向で検討を進める。	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.1 PPP/PFI、通常修繕との比較検討とりまとめ ・H31.1 財政課とPPP/PFI実施に向けた協議を実施 ・R1.6 導入可能性調査業務を公募型プロポーザルにて募集開始 ・R1.7 入居団体と意見交換会を実施 ・R1.8 導入可能性調査業務について百五総合研究所と契約 ・R1.9～10 各団体とのヒアリングを実施 ・R1.12 民間事業者へのサウンディング <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替時の入居団体の執務スペースの確保 ・駐車場スペースの確保 ・導入可能性調査に引き続きアドバイザー業務等の契約が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入可能性調査の成果を受け、アドバイザー業務等、事業実施に向けた協議 	子ども・福祉部
2	鈴鹿病院多目的客室 ＜無償貸付＞	移譲(又は廃止) 当該施設は、国立鈴鹿病院の重症心身障害児に係るゲストハウスとして昭和44年に建設された。 老朽化が進む中、現在に至るまで親の会が有効に活用、管理運営していることを踏まえて、移譲又は廃止の可能性について検討を進める。	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.6～H31.1 親の会との意見交換 ・H31.2 解体撤去を行う方針を決定。土地所有者である鈴鹿病院へ報告 ・H31.4 5年間の無償貸付が更新期を迎えることから、私物撤去等の準備期間を考慮し、H31.4.1～R1.7.31を貸付期間とする貸借契約を親の会と締結 ・R1.5 鈴鹿病院に取壊しにかかる協力を依頼 ・R1.8 貸付期間満了につき、親の会とともに現地確認を実施 ・R1.12 12月補正予算に解体工事費を計上 ・R2.1 解体工事入札手続き <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.3まで 解体工事完了 	子ども・福祉部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
3	旧知的障害者更生相談所 <無償貸付>	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設を併せた施設として平成11年に建設されたものである。更生施設においては、行動観察により処遇方針を作成するといった事業を行っていたが、平成18年に同施設を廃止した後、平成19年からは社会福祉法人に貸与し、障害者支援施設として、他の施設では対応困難なケースを積極的に受け入れるとともに、行動観察事業の実施等、県の先進的・模範的な取組を推進している。</p> <p>令和3年度までの貸与契約等を締結済であることから、契約期間満了後を見据え、同施設の移譲・売却の検討を進める。</p> <p>知的障害者更生相談所については、平成21年度より身体障害者更生相談所と統合し、障がい者相談センターへ移転。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.5 (福)おおすぎと協議 ・R1.6 土地の境界確認等の実施 ・R1.7 不動産鑑定(1回目)業務の契約 ・R1.8 鑑定業者、おおすぎと協議 ・R1.9 土地の境界確認の実施(立会欠席者あり) ・R2.1 土地の境界確認の実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H9～10年度に施設整備国庫補助金が充てられているため、財産処分手続きについて厚生労働省との調整が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き(福)おおすぎとの協議 ・不動産鑑定(1回目)の実施 ・不動産鑑定(2回目)の契約、実施 ・厚生労働省との財産処分協議 	子ども・福祉部
4	旧小児心療センターあすなる学園、同分校 旧草の実りハビリテーションセンター	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、老朽化に伴い、平成29年6月、子ども心身発達医療センターを新規開設したため、旧施設となっている。</p> <p>跡地の有効活用が見込まれることから、建物を解体し、土地を売却する方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.3 解体工事完成 地盤変動影響調査(事後)の要望あり ・R1.5 用地測量業務契約 ・R1.6 地盤変動影響調査(事後)契約(補償の必要な家屋あり) ・R1.9 用地境界立会の実施(立会欠席者あり) ・R2.1 用地境界立会の実施(立会欠席者あり) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事に伴う家屋補償契約が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地境界立会の実施 ・分筆、登記 ・管財課への引継ぎ 	子ども・福祉部

2 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）最終案に対する意見」への回答

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
131	地域福祉の推進	子ども・福祉部	誰一人取り残さないという重要な理念や子どもを含む視点も、施策の到達目標である「県民の皆さんとめざす姿」に盛り込まれたい。	包摂性の理念や子どもを含む視点は非常に重要であると認識しており、委員会のご意見もふまえ、誰一人取り残さないという理念や子どもを含む視点をめざす姿に盛り込むことで、より明確に表現しました。

5 「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(最終案)について

1 計画策定の経緯

「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」は、令和元年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明しご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや三重県少子化対策推進県民会議・計画推進部会における議論等もふまえ、このたび、最終案を取りまとめました。(別冊3のとおり)

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和元年12月18日(水)から令和2年1月17日(金)まで

(2) 意見数

3名の方から24件のご意見をいただきました。

(3) 主な意見に対する考え方

① 目標数値の設定について

【意見】

第一期スマイルプランを振り返って、その進捗状況をおおむね順調としているが、目標数値が低いためではないか。

【考え方】

第一期スマイルプランの目標数値は、実現可能かつ挑戦的な目標値とし、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議等での議論をふまえ決定しました。第二期スマイルプランにおいても同様に目標項目、目標数値を検討しました。

② 若者の結婚について

【意見】

計画のなかに、若者が結婚でき、仕事と子育ての両立が可能となるような環境整備が必要である旨の記載があるが、晩婚化が進むなか、結婚は若者だけがするものではない。

【考え方】

結婚や子どもを持つことは個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、県では希望する人が結婚や子どもを産み育てることができるように、さまざまな取組を行っています。ご意見をふまえ、一部、「希望する人が結婚できるよう」などと表現を変更しました。

なお、ライフステージの「若者／結婚」は、結婚は若者だけに限定するものではないことから、このように表しています。

③子どもの受動喫煙防止について

【意見】

子どもの受動喫煙の危害防止が抜け落ちているように思う。他県の条例では、改正健康増進法よりもふみ込んだものもあり、施策や条例制定等で盛り込むようお願いしたい。

【考え方】

県では、「三重の健康づくり基本計画」（ヘルシーピープルみえ・21）に受動喫煙を防止する環境づくりに向けた取組を位置づけ、令和2年4月の改正健康増進法の全面施行に向けて取組を進めているところであり、県民や関係団体等の多様な意見を参考としながら、他都道府県の状況等もふまえ、条例制定の必要性についても検討することとしています。受動喫煙防止を含めた子どもの健康づくりの記載については、この検討経過を注視していきます。

3 三重県少子化対策推進県民会議・計画推進部会での主な意見に対する考え方

(1) 保育の待機児童等について

【意見】

保育の待機児童の目標が0人とあるが、いわゆる隠れ待機児童のことも考慮すべきではないか。県全体の待機児童数のほか、地域別の待機児童数も参考数値として出したほうがよい。放課後児童クラブの待機児童数も同様である。

【考え方】

特定の保育所等への入所を希望する家庭があるなどさまざまな理由により、いわゆる隠れ待機児童が発生していることは認識していますが、まずは厚生労働省の待機児童数調査による数字をゼロに持っていきたいと考えています。それにあたっては、待機児童がいる市町は限られていますので、個別事情も把握しながら支援を考えていきます。

保育所等や放課後児童クラブの待機児童数は市町別でも公表されているため、スマイルプランの年次報告（スマイルレポート）への掲載を検討します。

(2) 男性の育児休業取得率の向上について

【意見】

「男性の育児参画の推進」に関して、男性の育児休業取得率を上げるためには、所得補償をしないと難しい。休みを取ることで所得削減の方向になるとよくないので、何らかの対応策をした上で取得率アップをめざすということが必要ではないか。

【考え方】

育児休業取得について、取得する個人に対しては子どもが1歳（一定条件で最大2歳）まで休業前賃金の一定額が支給される育休給付金があり、育休を取得した労働者が所属する事業主に対しては国の両立支援等助成金がありますので、県ではそれら既存の制度の活用について周知に努めるとともに、制度の拡充について国へ働きかけます。また、令和2年度には、育児休業や育児目的の休暇が取りやすい職場の雰囲気など働きやすい職場環境づくりに向けて、企業等がノウハウやスキルの共有、課題等を一緒に考える意見交換会を開催する予定です。

4 中間案からの主な変更・追加

(1) 重点目標、モニタリング指標の目標値等を追加（別冊3 P63～101）

「第5章 重点的な取組」の各取組にかかる重点目標およびモニタリング指標について、現状値や目標値を入力しました。また、「重点的な取組9 男性の育児参画の推進」（P92～93）の重点目標に「『みえの育児男子プロジェクト』に参加した企業・団体数」を追加しました。

モニタリング指標については、計画全体に関連するものなどを含めて、P34～36に一覧を掲載しています。常任委員会でのご意見をふまえ、外国人住民に関連するモニタリング指標として、「外国人住民数、出生者数」「日本語指導が必要な児童生徒の数」を追加しました。

（重点目標：別紙1のとおり、モニタリング指標：別紙2のとおり）

(2) コラムを追加（別冊3 P30～31、56、57、62、80～81、84～85、91、98～99）

プランの中に数か所コラムを入れ、県の取組内容の補足や、取組に関わっている人の声を取りあげることで、より親しみやすい計画にしたいと考えています。不妊治療と仕事の両立を応援する取組や、医療的ケアが必要な子どもの支援にかかるネットワークの構築などを取りあげています。

5 今後の予定

令和2年 3月 計画の策定
公表

4月～ 計画に基づく施策の推進
三重県少子化対策推進県民会議による進捗状況等の評価、
改善方策等の検討

重点目標

別紙 1

新規・継続の別 : 第一期プランから引き続きの目標項目は「継続」、それ以外は「新規」

■ : 第三次行動計画の主指標 ▲ : 同計画の副指標

新規・継続の別	目標項目	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	令和元(現状値)	令和6(目標値)
重点的な取組1 子どもの貧困対策						
新規	▲ 子どもの貧困対策計画を策定している市町数	子どもの貧困対策について、計画を策定または子ども・子育てに関連する計画の一部として位置づけている市町	子どもの貧困対策に関する法律が改正され、市町の計画策定が努力義務となったため、各市町が計画を策定し、それに基づき取り組むことで、県全体の貧困対策の底上げが図られることが期待できます。 また、現在17市町で貧困対策に取り組むための連携体制が整備されていますが、貧困計画が策定されているのは2市のみです。そのため各市町の体制は整備されつつあるものの、その質を担保し、十分な機能を果たすためにも、計画策定が重要であることから選定しました。	県内全ての市町で取組が進むことが必要であることから、29市町としました。	2市 (平成30年度)	29市町
重点的な取組2 児童虐待の防止						
新規	■ 児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数	全国的にも市区町村レベルでの初期対応に課題があった結果、重篤化した児童虐待事例もあり、さらに児童福祉法の改正により市区町村を中心とした支援体制の早急な構築が求められており、市町での虐待の早期発見、早期対応の強化が県全体での虐待防止につながることから選定しました。	児童福祉法の改正により、市町の支援体制の早急な構築が求められていることから、全ての市町が児童虐待の早期対応力の強化に取り組んでいることを目標とします。	15市町 (平成30年度)	29市町
重点的な取組3 社会的養育の推進						
新規	▲ 児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数(累計)	児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスターリング機関等の事業数	新しい社会的養育ビジョンに基づき、施設の多機能化が求められていることから選定しました。	今年度策定する社会的養育推進計画の方向性や施設の意向を考慮し、毎年度の事業の増加数を見込みました。	8事業 (平成30年度)	18事業

新規・継続の別	目標項目	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	令和元(現状値)	令和6(目標値)
重点的な取組4 若者等の雇用対策						
新規	■ 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者(三重県出身者に限る)のうち、県内企業等へ就職した人の割合	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、県内企業への就職を促進することで、県経済の持続的な発展につながることから選定しました。	県内高等教育機関の県内就職率については、県内大学等と連携しながら、保護者会への積極的な参加や、SNSの利用など、県内企業のさらなる認知度向上等に取り組むことにより、学生の県内就職を促進し、平成30年度の実績48.9%から令和5年度に54.0%をめざします。協定締結大学の県内就職率については、平成30年度の実績33.2%から令和5年度に45.0%をめざします。これらの就職率から令和5年度50.0%に設定しました。令和6年度については、令和5年度までの伸び率から、51.0%としました。	44.8% (平成30年度)	51.0%
重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援						
継続	■ 県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数	県が行う特定不妊治療、一般不妊治療、不育症治療に係る助成事業の全てに取り組む市町数	不妊等に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるような環境づくりが必要であることから選定しました。	県内どの市町においても同等の支援が受けられるようにする必要がありますことから、29市町にしました。	17市町	29市町
新規	▲ 不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	仕事をしながら不妊治療を受けている人のうち不妊治療に関して職場の理解があると感じている人の割合	職場で不妊治療の理解が深まることが不妊治療を受けやすい環境づくりの推進につながることから選定しました。	アンケート結果より治療をしていることを職場に話している方は60%であり、その方が理解があると感じられるようになることを目標に60%としました。	48.6%	60%
重点的な取組6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実						
新規	■ 母子保健コーディネーター養成数(累計)	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数	子育て世代包括支援センターが法定化され、各市町において設置が進んでいますが、センターでより充実した支援が行われるためには、保健師等による母子保健コーディネーターの設置が重要です。県が母子保健コーディネーターを養成することにより、センターでの相談支援の充実が図られ、切れ目のない妊産婦・乳幼児支援体制の実現につながることから選定しました。	市町において母子保健を担当している保健師数は全市町の保健師のうち約6割(約270人)を占めており、その保健師が母子保健コーディネーターとして従事する可能性があるため、令和5年度の目標値を270人と設定し、人員の入れ替え等も考えられることから、令和6年度の目標値を直近2年間の伸び幅(目標)を考慮し、295人としました。	132人 (平成30年度)	295人
新規	▲ 産婦健診・産後ケアを実施している市町数	産婦健診・産後ケア事業の両方を実施している市町数	産後うつ予防や虐待予防の観点から産後の初期段階における母子に対する支援を強化することが重要とされており、平成29年度より産後ケア事業を実施している市町で実施される産婦健診に対して助成が行われることになったことから選定しました。	妊娠期から子育て期まで切れ目のない親子支援を充実させるためには県内全市町で実施されることが望ましいため29市町としました。	19市町	29市町

新規・継続の別	目標項目	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	令和元(現状値)	令和6(目標値)
重点的な取組7 周産期医療体制の充実						
新規	周産期死亡率(県)	年間の出産数1000あたりの周産期死亡数(妊娠満22週以後の死産数に早期新生児死亡数を加えたもの)の比率	死産や早期新生児死亡数が減少することが、周産期医療体制の充実の評価に相当であることから選定しました。	※第7次三重県医療計画による目標値としています(令和5年:3.0)。周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。	2.9(平成30年)	※令和5年度の目標値:3.0
新規	妊産婦死亡率(県)	年間の出産数10万あたりの妊産婦死亡数の比率	妊産婦の死亡数が減少することが、周産期医療体制の充実の評価に相当であることから選定しました。	妊産婦死亡数を無くすことをめざして設定しました。	7.8(平成30年)	0.0
重点的な取組8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援						
継続	■ 保育所等の待機児童数(県)	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数	保育の必要性の認定を受けた乳幼児が、安心して保育を受けられる環境を整備する必要があるため選定しました。	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」では、令和3年4月1日時点で待機児童を解消し、その後も0人を継続する計画となっています。現在提出されている県内市町の同プランも同様になっているため、令和6年度の目標値を0人としました。	109人(平成30年度)	0人
継続	▲ 放課後児童クラブの待機児童数(県)	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数	仕事と家庭を両立しやすい環境を整備し、待機児童を解消する必要があることから選定しました。	平成30年9月に国が発表した「新・放課後子ども総合プラン」では、「令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る」としているため、令和4年以降0人を継続する目標を設定しました。	55人	0人
新規	▲ 県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数	地域のつながりの希薄化が進むなか、「みえの親スマイルワーク」の実施が広がることにより、他の人とつながりながら子育てできる保護者が増えることから選定しました。	県内の全市町で実施することを目標として設定しました。	4市町	29市町

新規・継続の別	目標項目	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	令和元(現状値)	令和6(目標値)
重点的な取組9 男性の育児参画の推進						
継続	■ 男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))	育児休業を取得した男性従業員の割合	男性の育児休業の取得は、少子化対策に資するものであり、男性従業員が育児休業制度を利用することは、仕事と子育ての両立支援制度の充実や意識改革等により風土が醸成され、少子化対策に向けた環境づくりが進んでいると総合的に判断できることから選定しました。	国が掲げている第3次少子化社会対策大綱における数値目標「男性の育児休業取得率 13%」を目標値としました。	4.4%(平成30年度)	13%
新規	▲ 「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数	男性の育児参画の普及・啓発やイクボスの推進等に関わる企業・団体数	男性の育児への参画を進めるためには、職場や地域において、男性の育児参画が重要であるという考え方を、企業や団体に広げることが必要であることから選定しました。	県内企業・団体が、男性の家事・育児への参画やイクボスの推進等に主体的に取り組んでいる状態をめざし、現状値を倍増させる目標を設定しました。	100企業・団体(平成30年度)	200企業・団体
重点的な取組10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援						
継続	▲ 「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合(県)	県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「CLMと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合	「CLMと個別の指導計画」を導入することにより、保育所・認定こども園・幼稚園において発達障がい児等への早期で適切な支援が可能となることから選定しました。	各保育所、幼稚園等の導入率について、公立は80%、私立は50%を目標とし、全体で67.5%としました。	53.8%(平成30年度)	67.5%
新規	医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数(累計)	県が実施する研修の修了者	医療的ケア児とその家族への支援が適切に提供されるためには、地域において支援を総合調整するコーディネーターの拡充が必要であることから選定しました。	増加し続ける医療的ケア児への支援を総合調整するためには、各年度20人程度ずつ養成する必要があることから設定しました。	71人	171人
重点的な取組11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進						
新規	■ 多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	調査対象事業所(従業員数10人以上300人未満の県内事業所から抽出)のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合	平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行されており、これを契機に県内事業所における働き方の見直しや、多様な就労形態の導入を一層促進していくことが重要であることから選定しました。	働き方改革関連法の施行により、生産性を向上しつつ誰もが働きやすい職場とすることが求められます。多様な就労形態を導入している企業は、小規模ほど取組が進んでいない状況であることから、従業員規模50人未満の事業所では、50人以上の企業の実績値である8割台をめざします。また、従業員規模50人以上の事業所においては、直近の伸び率(0.7%)を超える年1.0%の上昇をめざします。これらを合わせて、令和5年度に81.4%の県内企業において多様な就労形態に取り組むことをめざし、年2.2ポイントずつの増加に取り組めます。令和6年度については、令和5年度までの伸び率から83.6%としました。	72.6%(平成30年度)	83.6%

モニタリング指標

別紙2

新規 継続 の別	項目	項目の説明	選定理由	現状値
				令和元年度
継続	幸福感（10点満点）	県民（18歳以上）が日ごろ感じている幸福感を10点満点で質問しての平均値	計画の進行管理を行うにあたり、県民の幸福実感の推移を把握する必要があることから、選定しました。	6.60点 （平成30年度）
継続	幸福感（10点満点）	県民（小学生、中学生、高校生）が日ごろ感じている幸福感を10点満点で質問しての平均値	子どもの最善の利益を尊重することは本計画を推進するうえでの大前提であり、子どもの幸福実感や意識を把握する必要があることから、選定しました。	7.34点
継続	幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合	幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民（18歳以上）の割合	「家族」のあり方が多様化するなかで、県民の「家族」に対する意識がどのように推移するのか把握する必要があることから、選定しました。	65.5% （平成30年度）
継続	ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じる子どもの割合	家庭や学校、住んでいるまちなど、ふだん生活しているなかで、周りの大人から大切にされていると「感じる」と回答した子ども（小学生、中学生、高校生）の割合	子どもがふだん生活しているなかで「大切にされている」と感じることと自己肯定感に相関関係があるという調査結果もあり、子どもの意識を把握する必要があることから、選定しました。	51.3%
新規	出生数（県）	1年間に県内を住所地として出生した子の数	少子化の実態の推移を実数として把握する必要があるため、選定しました。	12,582人 （第1子 5,655人 第2子 4,739人 第3子以降 2,188人） （平成30年）
継続	平均初婚年齢（県）	平均初婚年齢（結婚生活に入ったときの年齢）	平均初婚年齢の上昇は晩婚化の状況をあらわし、少子化の要因の一つとして考えられており、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	男性30.7歳 女性28.8歳 （平成30年）
継続	出生児の母の平均年齢（第1子、県）	出生児（第1子）の母の平均年齢	第1子の出生時の母の平均年齢の上昇は晩産化の状況をあらわし、少子化の要因の一つとして考えられており、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	30.3歳 （平成30年）
継続	婚姻件数（県）	婚姻の件数	婚姻件数は少子化の状況と大きく関連すると考えられており、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	7,446件 （平成30年）
継続	50歳時未婚割合（県）	50歳時の未婚割合（45～49歳と50～54歳未婚率の平均値）	未婚化は少子化の要因の一つとして考えられており、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	男性20.41% 女性10.26% （平成27年）
新規	「いずれ結婚するつもり」と考える県民の割合	未婚の方、離別・死別した方について、今後の人生を通して考えた場合、「いずれ結婚するつもり」と考える県民（18歳以上）の割合	未婚化が進むなか、結婚することに対する県民の意識の変化を把握するため、選定しました。	45.9% （平成30年度）
新規	外国人住民数、出生者数（県）	住民基本台帳に基づく外国人住民数および外国人の年間出生者数	外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくりに取り組むにあたり、県内の外国人住民数や年間出生者数の推移を把握する必要があるため、選定しました。	住民数 50,643人（平成31年1月1日現在） 出生者数 431人（平成30年1月1日～12月31日）

新規・継続の別	項目	項目の説明	選定理由	現状値
				令和元年度
新規	日本語指導が必要な児童生徒の数（県）	公立小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校における日本語指導が必要な児童生徒（※）の数 ※「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」および「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。	県内の外国につながる子どもが安心して学びを継続できるように取組を進めるにあたり、日本語指導が必要な子どもの数の推移を把握する必要があるため、選定しました。	外国籍 2,300人 日本国籍 353人 (平成30年5月1日現在)
継続	子どもの貧困率（国）	等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合	子どもの貧困の状況をあらわす指標であることから選定しました。	13.9% (平成27年)
継続	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（国）	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯で貧困線を下回る世帯員の割合	ひとり親世帯の貧困の状況をあらわす指標であることから選定しました。	50.8% (平成27年)
継続	児童虐待相談対応件数	県内の児童相談所における児童虐待の相談対応件数	県内における児童虐待の深刻さの度合いを端的にあらわす指標であり、選定しました。	2,074件 (平成30年度)
継続	要保護児童数（県）	乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームに入所・委託されている子どもの数	社会的養護が必要な子どもの数を示す指標であることから選定しました。	526人 (令和元年8月)
新規	里親等委託率（県）	里親・ファミリーホームへの委託児童数、児童養護施設・乳児院に入所している児童数の総和のうち、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合	児童福祉法の改正により、家庭養育優先原則が示され、家庭における養育が適当でない場合は、里親家庭やファミリーホームで養育することが求められており、より一層里親委託を推進する必要があることから選定しました。	28.8% (平成30年度)
新規	25～44歳の正規の職員・従業員の割合（県）	会社などの役員を除く被雇用者のうち、正規の職員・従業員の割合	雇用形態によって婚姻率が異なるという調査結果があることから、若者等における性別ごとの正規の職員・従業員の割合の推移を把握するため、選定しました。	男性 88.3% 女性 48.4% (平成29年)
継続	不本意非正規社員の割合（国）	現職の雇用形態（非正規雇用）について、主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人の割合	安定した経済的基盤を確立するためには、正社員化が重要と考えられることから、全国における、望まずして非正規社員として働いている若者等の割合を把握するため、選定しました。	25～34歳 男性 31.6% 女性 13.5% 35～44歳 男性 35.0% 女性 9.6% (平成30年)
継続	「不妊専門相談センター」への相談件数	県が設置している相談センターが受ける電話および来所による相談件数	不妊に悩む家族への支援を行うにあたり、相談件数の推移の把握が重要であることから、選定しました。	114件 (平成30年度)
新規	子育て世代包括支援センターにおける支援プラン対象者数	子育て世代包括支援センターにおいて支援プランを作成し支援を行っている妊産婦および乳幼児等の実人数	子どもや子育て家庭への支援の一つとして、子育て世代包括支援センターの対応状況を把握することが重要であることから、選定しました。	10,452人 (平成30年度)
新規	日常の育児について相談相手がいる親の割合	1歳半健診を受診した保護者へのアンケート調査で「日常の育児で相談相手はいますか」の質問に「一人もいない」と回答した保護者以外の割合	心身ともにゆとりを持って育児ができるためには、気軽に相談することができる環境の整備が必要であるため、選定しました。	99.3% (平成30年度)

新規・継続の別	項目	項目の説明	選定理由	現状値
				令和元年度
継続	5歳児健診を実施する市町数	5歳児健診を実施している市町数	発達支援が必要な子どもやその家族に対して就学前に十分な支援・指導を行うためには、5歳児健診による早期発見が重要であるとの指摘があることから、選定しました。	7市町
新規	人口10万人あたり産婦人科医師数（県）	人口10万人あたりの産婦人科の医師数	周産期医療体制の充実のためには、産婦人科医師の確保を進める必要があることから選定しました。	10.1人 （平成30年）
新規	就業助産師数（県）	県内に就業する助産師数（実人数）	周産期医療体制の充実のためには、助産師の確保を進める必要があることから選定しました。	445人 （平成30年）
新規	保育士の勤続年数（県）	保育士（保育・保父）（男女計）の平均勤続年数	保育士確保をめざす中で、平均勤続年数の長さは賃金上昇にもつながる指標であると考え、モニタリング指標として設定しました。	5.2年 （平成30年）
継続	男性の家事・育児時間（県）	6歳未満の子どもがいる世帯の夫の1日あたりの家事・育児時間	男性の育児参画の状況を把握するうえで重要な指標であるが、県別のデータが5年に一度の把握となることから、モニタリング指標として設定しました。	66分 （平成28年）
継続	「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等のうち50%以上導入している市町数（県）	各市町の保育所・幼稚園・認定こども園のうち、「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所等の割合が50%以上の市町数	発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」を保育所・幼稚園等に導入していくには市町との連携が重要であることから、市町の導入状況を指標として選定しました。	22市町 （平成30年度）
新規	在宅での医療的ケア児の数（20歳未満）（県）	三重大学および県による実数把握調査による数	医療的ケア児とその家族への支援が適切に提供されるためには、在宅の医療的ケア児の現状把握を継続的に行うことが重要であることから設定しました。	241人 （平成30年度）
新規	女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける（キャリアを継続する）方がよい」と考える人の割合	「女性が結婚・出産した場合の働き方についてどのようにお考えですか。」との設問に対し、左記項目を選択した人の割合。	誰もが働き続けられる職場環境づくりの推進には、女性が出産後も働き続ける（キャリアを継続する）ことへの意識を把握することが重要であることから、指標として選定しました。	59.3% （平成30年度）

6 「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」は、令和元年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明しご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや子ども・子育て会議における議論等もふまえ、このたび、最終案を取りまとめました。（別冊4のとおり）

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和元年12月18日（水）から令和2年1月17日（金）まで

(2) 意見数

本計画に対する意見はありませんでした。

3 子ども・子育て会議での主な意見

(1) 幼児教育・保育の無償化について

【意見】

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、今後保護者のニーズが変化することも考えられる。無償化についての県の評価と今後への影響について、計画の中へ記載した方が良いのではないかと。

【考え方】

各市町によって、次期「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり実施したニーズ調査の時期が異なり、無償化の影響を十分に反映することができなかった市町もあると考えられるため、県計画および市町計画の中間年の見直し時期等において、今後の利用ニーズの動向をふまえながら、県計画への反映について検討する旨、計画へ記載します。

(2) 発達支援の必要な子どもへの取組について

【意見】

放課後等デイサービス事業が各地で展開されている。発達支援の機能を持った放課後児童クラブとも考えられるが、実態として一定の役割を果たしていることを考えれば、計画に記載した方が良いのではないかと。

【考え方】

未就学の障がい児を対象とする児童発達支援事業、障がいのある就学児が学校終了後利用する放課後等デイサービスは、地域における発達支援の役割を担うことが求められていることから、障がい児サービスの充実について計画へ記載します。

4 中間案からの主な変更・追加

(1) 各市町の「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みや確保方策等の数値の記載（別冊4 P4～7、別紙1 P1～37）

各市町とも現在、次期「子ども・子育て支援事業計画」を策定中であるため、本最終案を作成するにあたり、直近の各市町別計画数値を集約し（別紙1 P9～37）、圏域別（別紙1 P1～8）および県全体（P6）としてまとめました。

(2) 認定こども園目標設置数等の数値の記載（別冊4 P9、21、32）

- ・各市町および私立幼稚園に対して、認定こども園の創設および移行予定を聞き取り、目標設置数としました。（P9）
- ・各市町から出された次期計画における「保育を必要とする児童」の数から、今後必要と見込まれる保育士・保育教諭等の数を算出しました。（P21）
- ・「仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進」（「第二期希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」より再掲）の項目について、現状値や目標値を記入しました。（P32）

5 今後の予定

令和2年 3月	計画の策定 公表
4月～	計画に基づく施策の推進 子ども・子育て会議による進行管理

7 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（最終案）および「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（最終案）について

1 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（最終案）について

(1) 最終案策定の経緯

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」は、令和元年12月の三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明しご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや社会福祉審議会児童福祉専門分科会等における議論等もふまえ、このたび、最終案をとりまとめました。（別冊5のとおり）

(2) パブリックコメントの結果

①意見募集期間

令和元年12月18日（水）から令和2年1月17日（金）まで

②意見数

24名（個人22、団体1、不明1）の方から57件のご意見をいただきました。

③主な意見に対する考え方

ア 学校での教育支援体制について（19件）

【意見】

子どもたちにきめ細かな指導体制が整備できるよう、少人数教育等の人的支援の予算措置が必要ではないか。

【考え方】

引き続き、学校の実情に応じた教職員配置に努めるとともに国に対して「学級編制標準そのものの引き下げと加配定数の維持・拡充」を要望します。
イ スクールソーシャルワーカーの増員について（5件）

【意見】

学校だけで解決が困難な貧困に起因する諸問題に対応するためには大幅な増員が必要ではないか。

【考え方】

これまで、いじめや不登校、貧困等の様々な課題を抱えた子どもたちに対する学校からの支援要請に対応しており、今後も、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣の維持に努めるとともに支援が適切になされるよう、効果的な活用を進めていきます。

ウ 不登校や外国につながる子ども・家庭への支援について（9件）

【意見】

家庭背景にある言語や文化等の生活環境や保護者の就労状況が起因する貧困の課題も考えられるため、これらの子どもへどのような支援を行っていくのかという視点が必要ではないか。

【考え方】

それぞれの背景となる状況へのケアは重要と考えており、関係機関と連携して必要な支援を行っていくこととしています。また、就学前の外国につながる子どもたちに対し、学校生活に必要な日本語やルールを身に付けてもらうプレスクールが県内市町で実施されるよう、人材育成等に取り組んでいます。

エ 児童養護施設等退所後の子どもへの支援について（7件）

【意見】

支える大人がいない中で自立をめざす厳しい現実直面するが、家賃や生活費等の貸付、身元保証人の確保等の自立に向けた支援は、退所後、安心して生活ができるまで行うべきではないか。

【考え方】

児童養護施設退所後に就職や進学で独立する場合は、支度費を支給するとともに、安定した生活基盤を築けるよう、退所後の生活費や家賃相当額等の経費の貸し付けや返済を免除する自立支援資金貸付事業を実施しています。

今後は施設に自立支援の専任職員を配置するなど、施設や企業、NPO等が連携し、施設入所中から退所後まで切れ目のない相談支援体制づくりを進めていきます。

(3) 三重県子どもの貧困対策推進会議

市町や関係団体等で構成される三重県子どもの貧困対策推進会議を開催し、懇話会の意見や生活実態調査の結果を共有するとともに、意見交換を行いました。計画の内容に関する意見は特にありませんでした。

(4) 子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会での主な意見に対する考え方

【意見】

「学齢期の医療費の窓口無償化の対象年齢を拡大してほしい。」という意見を計画に記載してほしい。

【考え方】

「懇話会の主な意見」（P15）に当意見を記載しました。

【意見】

子どもや家庭の状況がわかっても、学校だけでは支援制度が把握できていないため、学校や地域にある支援団体等をつなぐ地域コーディネーターを信用できる公的機関で配置してほしい。

【考え方】

まずは、コーディネーターの役割を担う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。

(5) 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会での主な意見に対する考え方

【意見】

要保護児童対策地域協議会が各市町に設置されているので、そのしくみを活用して情報を共有してはどうか。

【考え方】

同会議には、教育や福祉担当部局、警察等が出席し、主に要保護児童事案について協議されており、その背景にある家庭環境や経済状況についても共有する場となっています。

(6) 中間案からの主な変更・追加等

①実態調査および懇話会の記載（別冊5 P7～15）

子どもの生活実態調査や「三重県子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会」の概要を、より実態がわかるように記載しました。

②現行計画の検証（別冊5 P16）

現行計画の検証について記載しました。

③教育の支援（別冊5 P18、19）

教育の支援について貧困対策の取組であることがわかるように記載し、取組を追加しました。

④外国人児童生徒・保護者への支援（別冊5 P20）

パブリックコメントでの意見をふまえ、同項目を新たに新設し、外国人生徒支援員の配置や就学前の子どもに対する市町におけるプレスクール実施への取組を記載しました。

⑤その他の教育支援（別冊5 P21）

様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、夜間中学等に係る検討について記載しました。

⑥教育に係る経済的負担の軽減（別冊5 P21）

項目を新設し、子どもの成長過程に合わせて整理し、記載しました。

⑦身近な地域での支援体制の整備（別冊5 P32）

支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮する視点から、アウトリーチ支援員を配置し、経済的に困窮している方等複合的な課題に幅広く対応する取組を追加しました。

⑧その他

児童養護施設入所児童、里親・生活保護家庭の子どもの高等教育機関への進学率については、別々に目標値を設定すべきであるとの意見がありました。年度の対象児童の多少によって進学率が大きく異なることやそれぞれの進学率が20数%と大きな差がないことから、合算した進学率を目標項目とします。

また、学習支援について箇所数を目標とすべきとの意見がありました。令和2年4月から始まる高等教育の無償化に対応するため、まずは市町で取組を進めることが必要と考えています。なお、箇所数など学習支援の充実に向けて、「三重県子どもの貧困対策推進会議」で好事例の紹介や運営団体等の交流会を行うなど市町や関係団体に働きかけていきます。

2 「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」(最終案)について

「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」は、令和元年12月の三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明し、その後の社会福祉審議会児童福祉専門分科会等における議論等もふまえ、最終案をとりまとめました。(別冊6のとおり)

なお、「第二期子どもの貧困対策計画」と取組内容が重複することもあり、パブリックコメントや懇話会等では「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に特化した意見は特にありませんでした。

3 今後の予定

令和2年	3月	計画の策定 公表
		市町および関係団体等へ説明等
	4月～	計画に基づく施策の推進 社会福祉審議会児童福祉専門分科会による進行管理

8 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」は、令和元年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明しご意見をいただきました。その後の三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）における議論等もふまえ、このたび、最終案を取りまとめました。（別冊7のとおり）

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和元年12月20日（金）から令和2年1月20日（月）まで

(2) 意見数

特にご意見はありませんでした。

3 懇話会での主な意見と考え方

【意見】

具体的な取組については、特にその取組に関係の深い担当部局を明記するべきではないか。また、子どもの権利を守るための研修については、女性相談員だけでなく県市町職員や民生委員など関係者に参加してもらうことを明記するべきではないか。

【考え方】

計画に記載しました。

4 中間案からの主な変更・追加等

(1) 保護命令に対する適切な対応（別冊7 P26）

警察本部との連携が必要であることから、加筆しました。

(2) 子どもへの支援のための体制づくり（別冊7 P32）

具体的な取組で、子どもの権利を守るための支援として行う人権擁護に関する研修への参加対象に、県市町職員、民生委員等を追加しました。

(3) その他

年代や男女、障がい者、LGBT等当事者などさまざまな背景のある方々に対して丁寧な対応を行っていくため、被害者が相談しやすいようLINE等の協力を得て相談窓口を設置することを検討しており、3月末に実証実験を行います。

5 今後の予定

令和2年 3月 計画の策定
公表

4月～ 市町担当者会議等において説明、周知
計画に基づく施策の推進
配偶者からの暴力防止等連絡会議(DV防止会議)による進
行管理

9 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の見直しについて

1 計画改訂の経緯

「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の中間評価および見直しについては、令和元年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明しご意見をいただきました。その後の医療審議会健やか親子推進部会における議論等もふまえ、このたび、計画の改訂案を取りまとめました。（別冊8のとおり）

2 医療審議会健やか親子推進部会での意見

(1) 重点課題1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

- ・昨年健康増進法が改正され、4月から本格的に受動喫煙対策が始まるため、この計画でも妊婦の喫煙対策についての指標を入れてはどうか。
- ・予防接種の関係で、現状予防接種を全く受けていない人がどれくらいいるのかが分からないので、全く受けていない人の数を指標に入れてはどうか。

(2) 重点課題2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ・子宮頸がん予防ワクチンについて、まだ厚生労働省も推奨していない段階だが、接種しないことで子宮頸がんのリスクが増加するという報告もあるので、子宮頸がん予防ワクチンの接種状況の推移を把握してはどうか。

(3) 重点課題3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・特になし。

(4) 重点課題4 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- ・医療的ケア児に対する医療、福祉、教育などの取組について見る一つの指標として、通学している人工呼吸器使用児の数を参考指標に入れてはどうか。

(5) 重点課題5 妊娠期からの児童虐待防止対策

- ・子どもの死因究明の取組を進める国の動きは歓迎したい。三重県でも、予防できる死をしっかりと予防できるよう取り組んではどうか。

3 主な改訂内容

(1) 重点課題1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策（別冊8 P32～34）

- ・成果指標に「妊娠中の妊婦の喫煙率」を追加しました。
- ・参考指標に「1歳6か月児健診時までに定期予防接種を全く受けていない人の数」を追加しました。
- ・県の具体的な取組内容に、子どもの死因究明に関する記載を追加しました。

(2) 重点課題2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策（別冊8 P35～37）

- ・参考指標に「子宮頸がん予防ワクチンの接種者数」を追加しました。

(3)重点課題3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり(別冊8 P38~39)

・特になし。

(4)重点課題4 育てにくさを感じる親に寄り添う支援(別冊8 P40~42)

・参考指標に「通学している人工呼吸器使用児の数」を追加しました。

(5)重点課題5 妊娠期からの児童虐待防止対策(別冊8 P43~44)

・県の具体的な取組内容に、再掲として子どもの死因究明に関する記載を追加しました。

4 今後の予定

令和2年 3月 計画の改訂

公表

4月~ 計画に基づく施策の推進

医療審議会健やか親子推進部会による進行管理

10 「三重県社会的養育推進計画」(最終案)について

1 計画策定の経緯

「三重県社会的養育推進計画」は、令和元年12月の三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明しご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや社会福祉審議会児童福祉専門分科会等における議論等もふまえ、このたび、最終案をとりまとめました。(別冊9のとおり)

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和元年12月20日(金)から令和2年1月20日(月)まで

(2) 意見数

17名(個人13、団体2、不明2)の方から94件の意見をいただきました。

(3) 主な意見に対する考え方

① 計画の進捗管理について(11件)

【意見】

要保護児童の現状を注視し、毎年計画の見直しをするべきではないか。

【考え方】

計画の進捗管理については、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中に専門部会を設けるなど体制を強化し、毎年進捗状況の確認を行います。また、現状との大きな乖離が生じた場合など、必要に応じて見直していきます。

② 里親委託について(20件)

【意見】

里親委託率の数字を追うのではなく、里親の育成に力を注ぎ質の向上を図るべきではないか。

【考え方】

里親委託率を上昇させるため、まずは里親の質の向上をめざします。そのため、フォスタリング機関の整備等により、里親登録数の増加と里親研修の充実に取り組むとともに、経験豊富な里親については、専門里親としての養成を進めます。さらに、子どもの利益を最優先に考え丁寧にマッチングを行うなど、適切に措置委託を行っていきます。

【意見】

フォスタリング機関をどう整備していくのか。

【考え方】

県内全6児童相談所の管内別にフォスタリング機関を整備することをめざしますが、地域の実情に応じた効果的な実施体制を構築することとし、4~6か所を目標としています。

③施設定員について（14件）

【意見】

行き場のない子どもを決してつくらないためには十分な受け皿が必要なことから、施設の定員削減は慎重に検討するべきではないか。

【考え方】

施設の定員は、稼働率に余裕を持たせながら、受け皿の確保を見込んで設定しています。今後、里親委託の推移を検証しながら、計画の進捗管理の場や関係団体との協議の中で慎重に検討します。

④児童家庭支援センター（以下「児家セン」という。）の設置について（11件）

【意見】

児家センを児童相談所のない市に優先的に設置するべきではないか。

【考え方】

前期（令和2年度～令和6年度）の取組として県内全6児童相談所管内に児家センを設置し、里親支援体制の機能の充実を図ります。そのうえで、後期（令和7年度～令和11年度）の取組として、児童相談所管内の人口が多い地域や面積が広い地域について、児家センの活動状況のデータを収集・分析し、複数の児家セン整備の必要性を検討します。

3 市町からの主な意見に対する考え方

【意見】

自立支援に関して、当事者のネットワークづくりが必要ではないか。

【考え方】

まずは施設に自立支援の専任職員を配置し、退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援を行うなど、当事者の不安や悩みの相談対応に取り組みますが、ネットワークづくりについても今後の取組の参考にします。

4 三重県社会的養育推進計画策定検討会議からの主な意見に対する考え方

【意見】

県民すべてが子どもの権利擁護や里親制度への理解を深め、支援してもらえるよう一層の啓発に努めることを計画に記載してはどうか。

【考え方】

総論の基本的方向の中に、子どもの権利擁護や里親制度について周知と啓発を行う旨記載します。

5 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの主な意見に対する考え方

【意見】

子どもを性被害等から守るため、子どもだけでなく養育者も含めた教育を行うべきではないか。

【考え方】

総論の基本的方向の中に、子どもの権利擁護について周知と啓発を行う旨記載します。

6 中間案からの主な変更・追加等

(1) 里親等委託の考え方について（別冊9 P13～14）

中間案では、里親等委託が必要な子どものうち、ファミリーホームでの受け入れ人数を現在と同数としていましたが、家庭的養護推進計画での数値目標や、近年のファミリーホームの設置状況を勘案し、ファミリーホームの設置を進め、受け入れ人数を増加させることとしました。

(2) 市町の相談支援体制の状況について（別冊9 P26）

中間案時点では、子ども家庭総合支援拠点の整備された市町はありませんでしたが、令和2年1月1日に松阪市に設置されたことより記述を変更しました。

(3) 一時保護所への第三者評価について（別冊9 P30）

後期において一時保護所の見直しを着実にを行うため、一時保護所への第三者評価の導入を後期の取組から前期の取組に変更しました。

(4) 指標の追加

それぞれの取組の目標となる指標を追加しました。

(5) その他

フォスタリングの体制が十分に整備されてから里親委託を考えるべきとの意見について、計画の前期はフォスタリング機関の整備途中であることから委託率の上昇を緩やかなものに見込んでおり、フォスタリング機関が本格的に稼働する後期に里親委託率の更なる上昇を見込んでいます。

7 今後の予定

令和2年 3月	計画の策定 公表 市町および関係団体等へ説明等
4月～	計画に基づく施策の推進 社会福祉審議会児童福祉専門分科会等による進行管理

11 「三重県地域福祉支援計画」（最終案）について

1 計画策定の経緯

「三重県地域福祉支援計画」は、令和元年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明しご意見をいただきました。その後のパブリックコメントや社会福祉審議会における議論等もふまえ、このたび、最終案を取りまとめました。（別冊10のとおり）

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和元年12月20日（金）から令和2年1月20日（月）まで

(2) 意見数

4名（個人3、団体1）の方から39件のご意見をいただきました。

(3) 主な意見に対する考え方

①福祉教育の推進について

【意見】

「福祉人材の確保」に福祉教育が含まれているが、福祉教育の範囲を狭く捉えているように見える。福祉に対する理解を深めることは、地域福祉の推進全般に影響する重要な内容であるが、福祉に携わる人材を育てるためだけの福祉教育という非常に限定された印象を受けた。

【考え方】

福祉教育を児童・生徒を対象としたものだけでなく、全世代を対象として考えるべきであることから、推進項目1（地域における支え合い体制）において、福祉教育の推進を位置付けます。

②就職氷河期世代の状況について

【意見】

「地域福祉を取り巻く状況」に氷河期世代がなく、統計を記載する必要があるのではないか。

【考え方】

就職氷河期世代のうち、支援を必要とする人の状況として、推計数（約1万1千人）を記載します。

3 社会福祉審議会での意見

(1) 包括的支援について

【意見】

生きづらさを抱えている方は自ら相談に行くことはないため、支援の必要な方を見つけて、手を差し延べていく方策を考えてもらいたい。

相談機関の連携だけでなく、NPOなどの民間団体や家族会との連携もしっかりと進めてもらいたい。

【考え方】

計画の実施段階で留意しながら取り組んでいきます。

(2) 計画期間について

【意見】

平成16年に策定した前回の計画はその後改定が行われず、市町も計画を策定する根拠を失った。今回の計画期間が満了する5年後には、団塊の世代が75歳に達する2025年問題を迎えることにもなるので、その後どうしていくかもしっかりと考えてもらいたい。

【考え方】

法的位置付けも努力義務とされたことから、進行管理において計画の評価・見直しを行いながら、継続していくことを想定しています。

4 中間案からの主な変更・追加

(1) 福祉教育・社会教育の推進（別冊10 P59～61）

地域における支え合い体制づくりを進めていくにあたって、主体的に行動する人を育てていくことが大切であることから、福祉教育の推進とともに、地域における社会教育の重要性を鑑み、推進項目1「地域における支え合い体制」における取組項目として、「福祉教育・社会教育の推進」を追加しました。

(2) 「農福連携」の取組の追加（別冊10 P71、75～77）

推進項目2「暮らしを支える取組の推進」で取り組む「生きづらさを抱える者への支援」において、ひきこもりや働きづらさを感じている若者への農業への就業に向けた取組や、「生活基盤の充実（就労機会の充実）」における「多様な働き方の推進」の中に「農福連携」の取組を追加しました。

(3) 目標値の設定（別冊10 P91）

推進項目ごとに設定した施策効果を測る指標を一部変更するとともに、各指標に対する目標値を設定しました。

5 連携体制およびアウトリーチについて

(1) 三重県地域福祉推進会議について

行政、福祉団体、地域活動団体、当事者等で、県の地域福祉の推進および計画の進捗状況について検討します。

【学識経験者、市町、社会福祉協議会、民生委員、福祉関係団体（地域包括支援センター、障がい者支援・子育て支援・生活困窮者自立相談支援機関、地域若者サポートステーション（サポステ）、PTA連合会）、地域活動団体（ひきこもり等の家族会、自治会連合会、生活困窮者支援NPO）等】

(2) 県と市町・社会福祉協議会との意見交換について

令和元年度に引き続き、地域別に行い、地域等での課題を共有し、地域福祉の推進を図ります。

(3) 庁内推進会議について

子ども・福祉部、医療保健部、雇用経済部、農林水産部等の関係課により三重県地域福祉推進会議等の情報共有を行うとともに、関係各部がそれぞれの施策実施状況の報告等を行い、地域福祉の全県的な推進を図ります。

(4) 相談支援包括化推進員の養成について

制度の狭間、複合的課題等、生きづらさを抱える者を支援する市町の包括的支援体制の中核となる相談支援包括化推進員の養成を行うとともに、「地域別会議」「課題別研修」による情報共有および事例研究を通じた課題解決に向けた取組の充実につなげます。

(5) アウトリーチ支援員の役割について

県所管の生活困窮者自立相談支援機関（三重県生活相談支援センター）にアウトリーチ支援員を1名配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等の他の機関とネットワークを形成します。町役場や民生委員等と連携し、ひきこもりなどの生きづらさを抱える者に対して、信頼関係の構築や伴走支援といったアウトリーチを主体として、より丁寧な支援を行います。さらに、個別の相談ニーズに応じて、土日祝日、時間外の相談に対応します。

市町に対しては、アウトリーチ支援員による取組について、研修会等で事例を共有する等、アウトリーチ支援員の設置を働きかけます。

6 今後の予定

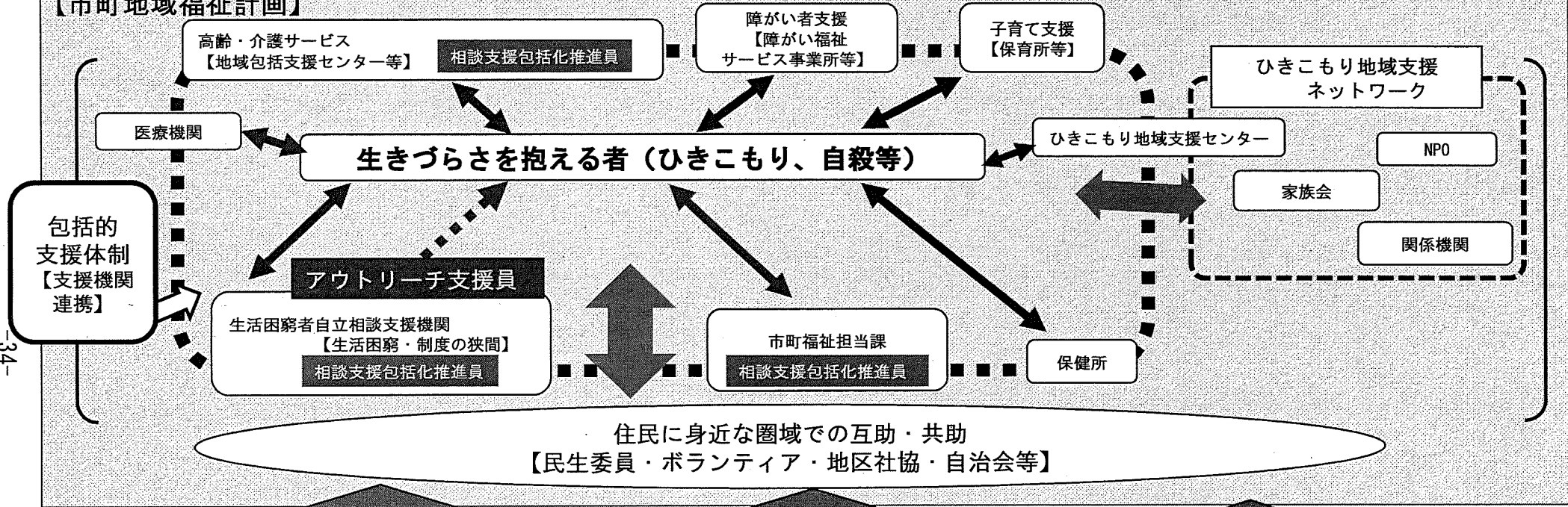
令和2年	3月	計画の策定 公表
		市町・社会福祉協議会・関係団体へ周知
	4月～	計画に基づく施策の推進
		市町・社会福祉協議会との意見交換・情報交換の開催 地域福祉推進会議（新設）による進行管理

推進項目 2-4

生きづらさを抱える者への支援

イメージ

【市町地域福祉計画】



-34-

【県地域福祉支援計画】

主な取組 (推進体制、人材育成、連携・ネットワーク)

市町を下支え

推進体制

- ・「三重県地域福祉推進会議」を設置
- ・市町及び市町社会福祉協議会との「定期的な意見交換」を実施
- ・関係部局との庁内推進会議による連携

人材育成

- ・相談支援包括化推進員の養成
- ・県所管区域の「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置
- ・ひきこもり地域支援センターによる市町・保健所等の支援者の人材育成

連携・ネットワーク

- ・ひきこもり地域支援センターによるネットワークの構築
- ・就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの構築
- ・地域福祉に貢献する企業との協定締結

【所管事項説明】

12 「三重県再犯防止推進計画～犯罪や非行をした者を孤立させない～」
(最終案) について

1 計画策定の経緯

「三重県再犯防止推進計画」は、令和元年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明しご意見をいただきました。その後の社会福祉審議会における議論等もふまえ、このたび、最終案を取りまとめました。(別冊11のとおり)

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和元年12月20日(金)から令和2年1月20日(月)まで

(2) 意見数

特にご意見はありませんでした。

3 社会福祉審議会での意見

【意見】

今後の推進体制において、特に就労・住居の確保や犯罪被害者等の心情等の理解が重要である。

【考え方】

国や市町、関係団体等と連携を図り、県の関係部局間の連携体制を整えながら、重点的に取組を進めていきます。

4 中間案からの主な変更・追加

(1) 農福連携の取組について(別冊11 P14)

就労の確保等に係る取組の一つである「農福連携」において、障がい者の就労促進等のみならず、生きづらさや働きづらさを感じている若者等、福祉的側面をより広く捉えていくものとなりました。

(2) 関係機関・団体における特徴的な取組について(別冊11 P10他 計17箇所)

県内の国の関係機関や関係団体において、再犯の防止等の観点で従来から行われている特徴的な取組等については、該当する箇所にトピックス形式で取りあげ、その具体的な成果や課題を記載しました。

5 今後の予定

令和2年	3月	計画の策定 公表
		国・市町・社会福祉協議会・関係団体へ周知
	4月～	計画に基づく施策の推進 推進会議による進行管理

13 「県有施設のUD整備指針」(仮称)の作成に係る取組について

1 経緯

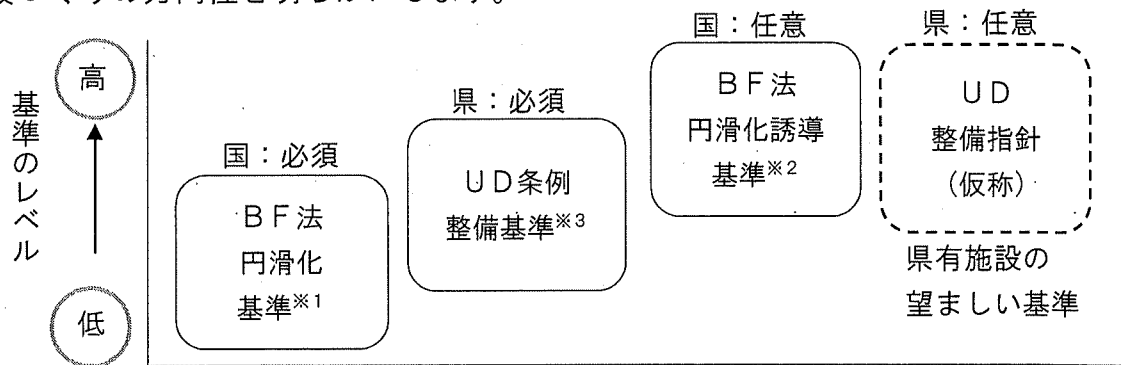
「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(以下「UD条例」という。)に基づき、ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)のまちづくりを進めてきました。また、県では近年多様な主体の社会参加を進めており、暮らしやすいまち、使いやすい建物づくりへの期待が一層高まっています。

このため、その模範となるべき県有施設については、よりUDに配慮され、すべての人が使いやすい状況にあることが必要であり、「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2019-2022)」においては、既存施設の現状を調査・評価したうえで県の施設として求められる望ましい整備の基準を示した指針である「県有施設のUD整備指針」(仮称)(以下「UD整備指針(仮称)」という。)を作成することを、重点的な取組としたところです。

令和元年10月11日開催の医療保健子ども福祉病院常任委員会でその取組状況を説明するとともに、7月から12月に既存県有施設の現状調査・評価を行いました。

2 目的

だれもが利用しやすい施設となるよう、各県有施設でのバリアフリー化の状況を調査・評価し、改善に向けた助言や優良事例を紹介し、今後の改修等の参考にします。調査結果をもとに、現行のUD条例の整備基準に加えて「望ましい整備の基準」を示し、今後の県有施設の新築等において、整備基準よりさらにUDに配慮した施設づくりの方向性を明らかにします。



※1 BF法円滑化基準

バリアフリー法第14条により、2,000㎡以上の商業施設等(公衆便所は50㎡以上)を新築等する場合に、適合させなければいけない基準。

※2 BF法円滑化誘導基準

バリアフリー法第17条により、商業施設等の新築等の認定をするために満たさなければいけない基準で、円滑化基準よりも厳しい内容。認定申請は任意。

※3 UD条例整備基準

商業施設等を新築等する場合に、適合させなければいけない基準。対象用途や面積がBF法円滑化基準に比べて幅広く、小規模な施設も対象となる。

3 県有施設の調査・評価の実施について

(1) 調査方法と対象施設

障がい者、高齢者等を含めた不特定多数の来庁があり、UDへの配慮が必要と思われる県有施設について、現地調査および自己点検調査を、令和元年7月～12月に行いました。

- ①現地調査 特に来庁者が多い県庁舎・文化施設など18か所
- ②自己点検調査 上記①以外の単独事務所や警察署、学校等125か所

(2) 調査・評価の結果について

①調査項目は、「駐車場」「敷地の入り口から建物までの経路」「多機能トイレ」「エレベーター」等としました。

②現地調査を行った結果、授乳室やオストメイト対応設備、大人用介助ベッド設置が十分ではなかったものの、出入口段差解消や多機能トイレの設置などバリアフリー化の取組が確認できました。その取組を今後の改修等に役立てるため、ハード整備やソフト対策の優良事例として整理し、バリアフリー化のポイントを記載した「UD事例集」としてまとめました。この「UD事例集」を各施設管理者に共有していきます。

○「UD事例集」(抜粋)

主な調査項目	調査・評価のポイント	調査・評価の結果
駐車場	・ おもいやり駐車区画や車いす使用者用駐車区画が整備されているか	・ 多くの施設に、おもいやり駐車区画や車いす使用者用駐車区画が整備されていました。屋根付きとしたり、わかりやすい看板を設置するなど配慮されています。
敷地の入り口から建物までの経路	・ 出入口の幅は通りやすいか ・ 段差はあるか ・ スロープの構造は使いやすいか	・ 出入口の幅は確保されており、段差の解消もスロープ等を設置することで対応しています。
多機能トイレ	・ 車いす使用者にとって、使いやすい構造になっているか	・ 多機能トイレが設置されている施設は多くみられましたが、設置されている設備は異なっており、おむつ交換台の設置があるところや大人用介助ベッドを設けているところなどさまざまです。
エレベーター	・ 車いす使用者にとって、使いやすい構造になっているか。	・ エレベーターがある場合は、車いす使用者に配慮されている構造となっていました。

③単独事務所等の自己点検調査対象施設は、現地調査を行った県庁舎等に比べると、出入口や経路の段差解消が十分でなかったり、車いす使用者用トイレはあるものの、オストメイト対応設備やおむつ交換台、介助ベッドなどの設備は整っていないことがわかりました。

④現地調査・自己点検調査で得たバリアフリー化の状況については、高齢者や障がい者等が事前に施設の状況を確認できるようにするため、ピクトサイン（絵文字）を活用した「バリアフリー情報」としてまとめました。この「バリアフリー情報」については、ホームページで順次公表していきます。

○「バリアフリー情報」（抜粋）

施設名称	バリアフリー情報								
本庁舎									

凡例：

	来客用駐車場があります		受付案内があります		車いす使用者が利用できるエレベーターがあります
	車いす使用者用駐車区画があります		触知案内板があります		車いす使用者が利用できるトイレがあります
	おもいやり駐車区画があります		車いすの貸出を行っています		オストメイト対応設備があります
	出入口は自動ドアです		出入口から受付等まで視覚障がい者用誘導ブロックが設置されています		乳児のおむつ交換台があります
	出入口に音声誘導装置があります		出入口付近に段差はありません		授乳室があります
			出入口付近にスロープがあります		

4 今後の取組

調査の結果、既存県有施設のUDが十分ではない部分の改善が必要であることがわかりました。また、新たに県有施設を計画する際には、UDに配慮した施設整備を行う必要があります。

そのため、UDの視点を取り入れた施設づくりの進め方がわかりやすくなるよう、どう進めていくか（プロセス）、構造や幅などをどう整備するか（ハード）、「UD事例集」にあるような配慮をどうするか（ソフト）をまとめた、「UD整備指針（仮称）」を作成します。

5 今後のスケジュール

令和2年	3月	UD事例集のフィードバック等
	4月～8月	UD整備指針（仮称）（案）の検討
	9月～10月	UD推進協議会、UD団体へUD整備指針（仮称）（案）の説明
	12月	常任委員会へUD整備指針（仮称）（案）の説明
令和3年	1月以降	UD整備指針（仮称）の作成・公表

14 包括外部監査結果に対する対応について

1 令和元年度包括外部監査結果に対する対応方針

(1) 監査テーマ

地球温暖化対策や廃棄物対策等の環境問題に関する事務の執行について

(2) 監査対象

子ども・福祉部では、対象となる事業がありませんでした。

2 平成30年度包括外部監査結果に対する対応結果

(1) 監査テーマ

子どもの福祉に関する事務の執行について

(2) 監査対象

少子化対策の推進のための事業、支援が必要な子ども・家庭への対応事業および児童虐待防止と社会的養護の推進事業等を取り扱っている子ども・福祉部の事業を対象に実施されました。

(3) 監査結果と対応結果

対象となった事業に対して会計処理や契約事務に関することなどについて、指摘または意見*を受けました。

これらの指摘または意見に対し、平成31年3月の医療保健子ども福祉病院常任委員会においてお示しした対応方針どおり対策を講じ、改善を図りました。その概要は次表のとおりです。

※「指摘」とは、法令や要綱等、遵守すべき規範に従っていない事項および法令等に違反していないものの、効率性、経済性に著しく反している事項として、速やかに改善することを求めたもので、「意見」とは、効率性、経済性の観点から問題がある点として、改善を検討することを求めたものです。

平成30年度 包括外部監査結果に対する対応結果
(子ども・福祉部)

テーマ・事業・監査結果	対応結果
テーマ：子どもの福祉に関する事務の執行について	
I 少子化対策を進めるための環境づくり	
I-1 少子化対策県民運動等推進事業	
① 子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託における冊子の内容・構成について（意見）	
<p>〈冊子作成のための検討委員会開催義務履行の有無検証の資料なし〉 業務委託契約書に添付された仕様書には、子育て支援団体、子育て中の者、保育士、大学生などが参加する検討委員会を1回以上開催し、その結果を冊子の内容・構成に反映する、とある。しかし、議事録としてまとめられたものはないため、いつ、どこで会議が開催されたか不明である。 このように県側において、受託者が契約上の義務を履行したか否かについて、検証可能な証跡及び検証した証跡を認めることができなかった。委託事業の完全な履行を期すならば、受託者の事業遂行について、より注意を払うべきである。</p>	<p>事後の検証が可能となるよう、議事録等を書面に残すこととしました。</p>
② 健康福祉部内部におけるチェックリストについて（意見）	
<p>〈入札審査会の審査要否ためのチェックリストの不完全記入〉 健康福祉部では、予定価格が100万円以上の委託事業を行うに当たり部内で入札審査会を経ることが必要とされている。提出書類に添付されたチェックリストのチェック欄が空欄となっている箇所があり、空欄であると、「該当なし」なのか、そもそもチェック漏れであるのか区別が付かない。チェックリストが審査会に提出され、作成者以外の第三者に閲覧されるのであれば、第三者にとって紛らわしい表現とならないよう運用を改める必要がある。</p>	<p>入札（見積り）手続きチェックリストについて、「該当なし」の場合であっても、空欄とならないよう記入方法を改めました。</p>
I-2 子どもの育ちの推進事業	
子ども応援スマイル補助金に係る消費税等の確認について（意見）	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の資料なし〉 「みえの子ども応援スマイル補助金交付要領」第5条によると、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助金の交付の対象となる経費と認めない、と規定されている。 担当者は、本件補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の減額の可能性を検討するに際し、交付対象者に対し、免税事業者であることを口頭で確認したとのことであったが、他に該当する手続を実施した資料が残されていない。当該手続が適正になされたか事後に確認するためにも、仕入控除税額相当額の把握及び減額事務の手続を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
Ⅱ 結婚・妊娠・出産の支援	
Ⅱ-1 みえの出逢い支援事業	
① 委託業務仕様書に定められた打合せの実施について（指摘）	
<p>〈委託業務の打合せ義務履行の有無記載資料なし〉</p> <p>「出逢い支援実施計画策定及び市町連携促進事業業務委託」、「労使協働による企業の結婚支援や勤労者の結婚に関する意識等調査」及び「大学生の結婚等意識調査及び大学のライフプラン教育促進事業」の3事業について、その事業仕様書に、それぞれ受託事業者と県との間で、県庁内での打合せを少なくとも10回実施すると記載されていた。当該打合せは、委託事務の一部であり履行義務があったものと考えられる。</p> <p>しかし、当該打合せについて、実施したことを示す資料が残されていなかった。打合せをした場合、実施した日時、場所、参加者及び打合せ内容について書類に残すべきである。</p>	<p>仕様書に定める打合せの実施日時、場所、参加者、内容を書面で記録を残しました。</p>
② 効率的な事業実施について（意見）	
<p>〈イベント効果不十分のため、周知方法及び参加人数の増加の道筋を示すべき〉</p> <p>「企業による地域結婚応援促進事業にかかる業務委託」において、喫茶店によるカップルを対象とした飲食サービスの提供、旅行会社による夫婦を対象としたツアー企画等を行った。実施後の企業・店舗等からのアンケートによると、イベントの周知期間が短かったため、当該イベントを知って企業・店舗等を利用した人数は少数にとどまり、中には用意したサービスが全く利用されなかった事業所もあった。今後、当該取組について県が継続的に関与するならば、企業からのアンケート結果により課題は明らかであるから、イベントをどのように周知し、イベントに参加する人数を増やすかについて道筋を示すべきである。</p>	<p>参加企業からのアンケートの結果等をふまえて、より多くの方に参加いただけるよう、周知期間を十分とるとともに商業施設においてPRを行うなど実施方法について改善しました。</p>
③ 再委託の申請に際して提供された情報について（指摘）	
<p>〈再委託の金額を確認することなく行われた業務委託契約違反の再委託申請に対する承認〉</p> <p>「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書第4条第1項は、委託事業を第三者に再委託してはならないこととし、例外的に、あらかじめ必要事項を記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合に限り、再委託を認めることとしている。</p> <p>業務受託者は、平成29年4月3日、第三者への業務委託の申請書等を提出し、再委託の申請を行い、県は、同日、再委託を承認した。</p> <p>しかしながら、業務受託者から提出された再委託の申請書及びその添付書類には、再委託の金額が記載されていなかった。また、県の決裁文書にも、再委託の金額についての記載が存在しなかった。このように、平成29年4月3日付再委託申請に対する承認は、再委託の金額を確認することなく行われたものであり、業務委託契約書第4条第1項の規定に反するものである。</p> <p>再委託の金額は、再委託先においても業務の品質を確保することができるかどうか等、再委託の可否を判断する上での判断材料になるものである。</p> <p>したがって、業務委託契約書の規定に反して再委託が行われたことは、看過することができないものであるため、指摘事項とした。</p>	<p>業務委託契約書の規定を遵守し、再委託申請時の再委託金額の妥当性など添付書類の確認を確実にし、適正な事業実施を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
④ 個別訪問時の確認事項について（意見）	
<p>〈業務受託者の不適切な調査に対する指導なし〉</p> <p>「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書に添付された企業に向けた従業員の結婚支援等働きかけ事業業務仕様書では、企業への戸別訪問を行い、県の各種取組についての説明を行うとともに、取組への参加を促し、取組への参加意向及び取組への意識の変容度を確認することとされていた。</p> <p>ところが、県から提供された資料から、業務受託者が、企業経営者個人の家族構成、出産に対する考え方等を確認の対象としていたことが明らかになった。その上、一部の企業経営者からは、業務受託者が確認した内容をまとめたものが不正確であるとのクレームもあった。</p> <p>したがって、業務受託者が企業経営者個人の意識を確認したことは、仕様書が予定していた範囲を超えるものであり、プライバシー侵害となりかねないものであった。</p> <p>県としては、業務受託者が、仕様書が予定していた範囲での確認を行うよう、業務受託者に対し、適切な指導を行うべきであった。</p>	<p>業務受託者が仕様書を逸脱した業務を行わないよう、業務受託者に対する指導を行いました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
Ⅲ 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	
Ⅲ-2 保育対策総合支援事業	
平成30年度の保育士・保育所支援センター委託業務の見積金額について（意見）	
<p>〈委託業務価格を大幅増額した内訳の検討なし〉</p> <p>当該委託事業については、平成29年度に引き続き平成30年度も随意契約を結んでいるが、平成29年度の決算額が6,718千円（税込）であったのに対して平成30年度の見積価格が12,250千円（税込）と大きく増加していたため、増加理由について調査を行った。平成30年度の増加要因は、①新規事業である「潜在保育士意識調査事業」に係る予算約4,000千円が追加計上されていること、②直接人件費が約2,000千円増加していること、であると見受けられた。後日、委託先から入手した平成30年度の積算内訳書の内容を確認したところ、人件費の水準は平成29年度と同水準であり、「潜在保育士意識調査事業」に係る経費が5,980千円で計上されていた。そのため、三重県の作成した設計書とは内訳は異なるものの、結果として合計額は殆ど同じという結果になっていた。</p> <p>当該契約は随意契約であり毎年契約先が同じであるため、支出額の透明性を確保するために十分な配慮が必要である。そのような中、委託先の見積額が三重県の予算額と殆ど同じになった事については疑問を感じる部分もあるが、仮に偶然であったとしても、適正な予算管理の観点からは、少なくとも見積書の内訳を入手して増加内容を検討するべきであったと考える。</p>	<p>適正な予算管理等の観点から、事業者から見積書に係る積算内訳書を徴収しました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
Ⅲ－４ 放課後児童対策事業費補助金	
放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託について（意見）	
<p>〈研修事業委託先のコンペ参加資格変更の根拠資料なし〉 放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託の委託先は、企画提案コンペ方式により委託先を決定し、決定された委託先との間で随意契約を行っている。 委託先の選定のコンペにおいて、部内における企画提案コンペ実施要領ではコンペの参加資格に法人格を有していることを挙げられていたが、その後に外部に公表された平成29年度放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託企画提案参加仕様書や資格確認申請書では、法人格を有している者には限定されておらず、個人でも参加資格があることとなっていた。 県担当者の説明では、部内における企画提案コンペ実施要領が作成された後、コンペへの参加資格を法人に限定しないように実施要領が変更されたとのことであった。ただし変更後の実施要領の文書は保存されていなかった。 もし仮にコンペの参加資格として法人格を有していることとしていたのであれば、その後の企画提案コンペは実施要領に沿わないやり方で行われていたことになるし、コンペの参加資格を法人に限定しないように実施要領を変更したのであれば、その変更の稟議や変更後の実施要領の文書を保存して、変更を明確にしておくべきである。</p>	<p>部内での審査会において修正があった場合は、決裁（稟議）に記載することにより、修正内容が確認できるよう整理しました。</p>
Ⅲ－７ 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業	
ア 請求書日付の記載漏れ（指摘）	
<p>〈委託業務の完了時の根拠となる請求書の日付未記入〉 子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行等業務委託契約に関する請求書に日付が記載されておらず、部署の受付印の日付は業務完了時の約1か月後となっていた。 取引業者が作成する請求書は費用計上に関する外部証憑であり、その作成日付は、業務完了時点の根拠となるものである。請求書を受け付けた時点での関連部署における押印は業務完了時点とは関係なく行われる。結果、業務完了時点とは異なる期に部署の受付印が押印される場合、費用の期間帰属誤りが生じる可能性がある。請求書への日付の記入を徹底する必要がある。</p>	<p>日付が記載された請求書の受領を徹底しました。</p>
イ 見積の精度（意見）	
<p>〈見積り精度の低い県職員の見積りの要検討〉 旧小児心療センターあすなる学園空調機フロン類回収処理業務委託の予定価格は969,840円であったが、契約額は524,880円であった。契約金額が1,000千円以下の案件については、専門業者への見積金額の算定依頼がコストの関係で困難であることから、職員が見積金額を算定したとのことであり、その結果、当初見積金額との1,000千円以下の乖離が発生した。 専門業者に依頼する場合に比して見積精度の低下や職員の負担増が生じる可能性がある。職員の見積額算定については、見積の精度や職員の作業効率を著しく阻害しない範囲内であることが必要と考える。</p>	<p>職員による見積額算定については、見積の精度や職員の作業効率を著しく阻害しない範囲内にする。こととしました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
ウ アスベスト分析調査業務の経済的合理性（意見）	
<p>〈営繕課との協議による経済的調査をすべき〉 草の実・あすなろ学園旧施設に関する2回目のアスベスト調査は、解体工事を担当する営繕課より、解体費用をより精査するため、1回目の調査では実施されていなかった箇所について追加調査を行うよう要望があり、実施されたものであるとのことである。 しかしながら、1回目の調査の時点で営繕課との間で十分な事前協議を行っていれば、1回目分と2回目分を併せて調査することが可能であり、調査費用を抑制することが可能であったと思われる。今後、他課と共同で事業を行う場合には、より綿密な事前調整を行うことが望ましい。</p>	<p>他課との共同事業の場合は、綿密な事前協議を行うこととし、費用の抑制に努めていくこととしました。</p>
Ⅲ-9 親の学び応援事業	
職場及び地域における男性子育て応援講座事業の開催団体について（意見）	
<p>〈事業目的に不適合な研修を目的とする団体を選定した講座の開催〉 職場及び地域における男性の子育て応援講座の講師派遣について、県立相可高校が講座開催の申し込みをし、平成29年8月28日に実施されていた。 県立相可高校は、この職場及び地域における男性の子育て応援講座申込書に、講座開催の趣旨や講座内容の希望として、教職員の人権研修の一環として行うものであり、また、同じ講師により平成30年11月に生徒向け講演会がされることから、事前学習として、当該講師の講座を受講したい旨を記載していた。 しかしながら、本事業の趣旨・目的は、乳幼児等を持つ親に対し、企業や地域、幼稚園や保育所等多様な主体と連携・協力し、親の学びを応援するものである。 従って、職場及び地域における男性子育て応援講座事業の講師派遣先を選定するにあたっては、講座開催の趣旨等を確認し、事業の目的に適合する趣旨で講座を開催する団体を選定する必要がある。</p>	<p>事業趣旨に沿った講師派遣先の選定に努めました。</p>
Ⅲ-11 私立幼稚園振興等補助金	
補助金に係る消費税等の確認について（指摘）	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉 「私立幼稚園等振興補助金」の取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別添様式（消費税等仕入控除税額確定報告書）により速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。また、要領に記載された「別添様式」が整備されていない。 仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
Ⅲ-12 認定こども園等整備事業	
補助金に係る消費税等の確認について（指摘）	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉 「認定こども園施設整備交付金」、「認定こども園等緊急環境整備事業費補助金」及び「私立幼稚園等園務改善ICT化支援事業補助金」の交付要領・取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。 仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
Ⅳ 児童虐待の防止と社会的養護の推進	
Ⅳ-5 家庭的養護推進事業	
ア 里親養育相互援助事業の評価指標について（意見）	
<p>〈イベントの効果検討のため、複数の指標に基づき、多面的に検討すべき〉 里親養育相互援助事業に関して、各支部において、交流会等のイベントが年間4回～11回開催されている。その効果については、参加した里親と子どもの人数が多かったことをもって効果があったものと判断しているが、参加人数の多寡と効果の程度との関連は明確になっていない。 事業の評価に際し、開催されたイベントの効果を検討する場合、複数の指標に基づき、多面的に検討する必要がある。イベントの参加人数という単一の指標だけでは判断材料として十分とは言い難い。 また、イベントの効果の程度と参加人数との関連を裏付ける指標が明確でないため、イベントごとの参加人数と事業の効果への寄与度を第三者が判断することは難しい。 イベントの参加人数以外の判断指標を設けるのみならず、各指標と事業の効果への寄与度を明確にした上で事業の効果の評価する必要がある。</p>	<p>参加者人数の実績に加え、参加者の評価も重要であるため、アンケートを実施するなどの対応をしました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<p>イ 産前・産後母子支援事業の評価について（意見）</p> <p>〈事業開始年度のみの結果による打ち切りに至る過程を残すべき〉 産前・産後母子支援事業は、平成29年度から開始された、国の方針にも沿っているモデル事業である。入所措置費等の支出が認められておらず、入所につながった実績がなかったこと等を勘案した結果、開始事業年度で事業を終了している。 事業の改廃は重要な意思決定の一つであるため、検討の過程を文書として残すことが望ましいと考える。</p>	<p>事業の改廃に当たっては、その意思決定の過程を文書にし保存することとしました。</p>
<p>ウ 里親養育相互援助事業に関する証憑書類確認について（意見）</p> <p>〈公金支出妥当性の観点から証憑書類の提出を求めるべき〉 里親養育相互援助事業委託に係る委託先作成の業務完了報告書を見ると、年度末に「参考図書購入」として3万6,379円の支出が行われている（なお同支出により、年度内の合計支出額がちょうど委託契約上限額の75万6,000円に到達している。）が、同購入図書の内訳・金額は何ら記載されておらず、また県側としても、その点に関する証憑資料の提出は特に求めているいないとのことである。 しかしながら公金支出の妥当性確保の観点からは、業務完了報告書提出時点において、領収書程度の証憑書類の提出は求めるべきであったと考える。</p>	<p>業務完了報告書提出時に、委託先に領収書等の内訳書類の提出を求め、確認しました。</p>
<p>IV-6 家族再生・自立支援事業</p>	
<p>ア 補助金に係る消費税等の確認について（指摘）</p> <p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉 「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金」及び「児童家庭支援センター運営事業費補助金」の交付要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。 仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
イ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書の表記について（意見）	
<p>〈決算書の表記に誤解を生ずる可能性あり〉 補助金交付事業者から提出された、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書（以下、決算書）において、平成29年度分の補助金収入として、平成28年度に3年度分を一括して受領したうち平成29年度分に帰属するもの（5,627,000円）と、平成29年度の単年度分の支出（6,251,531円）に基づき算定された金額（625,000円）の合計額（6,252,000円）が計上されているところ、決算書上の前者の表記は（前年度収入）となっていた。 過年度（平成28年度）に帰属すべき収入が平成29年度の収入に含まれてしまっているとの誤解が生じる可能性があり、補助金収入計上額の妥当性にも影響を及ぼす恐れがある。</p>	<p>補助金交付事業者に対し、決算書の計上項目を適切な名称としたり、計上項目に注記を付すなどし、誤解が生じないような表記とするよう指導しました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
V あらゆる分野における女性活躍の推進	
V-1 DV対策基本計画推進事業	
ア 緊急一時避難が必要なDV被害者等に係るホテル利用の妥当性について（意見）	
<p>〈ホテルの利用が認められるケースであったか検証可能な資料なし〉 DV被害者支援事業委託の仕様書によれば、緊急保護が必要な支援対象者を一時的に保護する場合、ホテルの利用が認められており、平成29年度は年間6回の利用実績がある。 しかし、ホテルが利用された6ケースが、実際に緊急保護を要するものであったのか、また、深夜のように、ホテルを利用する以外の選択肢がとりえなかったのかどうかを詳細に検討した結果は残されていなかった。 市町からの相談の結果をふまえて、県がホテルの利用を妥当と判断するに至った経緯についても、文書として残しておくことが望ましいと考える。</p>	<p>ホテルの利用がやむを得ないと判断した旨を、文書で記録しておくよう対応しました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<p>イ 外国人DV被害者相談に関する通訳費用基準の妥当性について（指摘）</p> <p>〈名簿登録者に依頼する場合とそれ以外とで2倍以上の差が生じる通訳料を改善すべき〉</p> <p>外国人DV被害相談通訳事業に関する通訳費用については、以下の2規定の適用があると考えられる。</p> <p>① 「外国人DV被害相談に係る通訳事業実施要領」（以下、「本件要領」という。）第7条第1項 「通訳料は、県が別途定める額とする」として、同要領別紙に、「1時間2,000円+1言語2,000円」との通訳料基準が示されている。</p> <p>② 「DV被害者支援事業委託契約」に添付された「DV被害者支援事業委託仕様書」（以下、「本件仕様書」という。）第5条第3項 「通訳者は、県登録通訳者名簿から選定するものとし、通訳言語がないなどの場合は、他の機関に依頼することができる。他の機関に依頼する場合は、当該機関の定める派遣単価により支払うこと」とされている。</p> <p>平成29年度に実施された通訳事業（1件のみ）では、1言語（中国語）で2.5時間の通訳を行ったとされている。この場合の通訳料は、上記①の基準に従って計算すると7,000円となるはずであるが、実際には1万6,000円（税抜）の通訳料が請求され、県側は請求通りの金額を支出している。</p> <p>上記①基準の記載ぶりは、通訳料金について「1時間2,000円+1言語2,000円」以外の例外は認めないようなものとなっており、また、本件要領と本件仕様書とでは適用の優先関係もないことであるから、本件事例における通訳料支払は、①基準に違反するものと解釈しうる。</p> <p>また、仮に②基準に沿う支払として合法と解釈するとしても、本件事例のように、名簿登録者に依頼する場合と、名簿登録外者に依頼する場合とで、通訳料に2倍以上の差が生じている不均衡状態は望ましくはないことから、今一度諸規則を整理し、公平かつ明瞭な通訳料基準を新たに設けるべきと考える。</p>	<p>「外国人DV被害相談に係る通訳事業実施要領」における通訳料に関して、基準が明確になるよう見直しました。</p>

15 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和元年11月25日～令和2年2月16日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和元年11月25日
3 委員	会 長 岡本 陽子 委 員 田口 鉄久 他12名
4 諮問事項	第二期子ども・子育て支援事業支援計画の策定について
5 調査審議結果	計画の中間案を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	令和元年12月2日
3 委員	部会長 中井 健治 委 員 速水 正美 他3名
4 諮問事項	新規里親認定申請者の審議等について
5 調査審議結果	養育里親14件、養子縁組里親5件が里親として認定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和元年12月17日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	4名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和元年12月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 2 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 3 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所認可等部会
2 開催年月日	令和2年1月16日、17日、20日、21日
3 委員	会長 宇佐美 直樹 委員 山下 高弘 他3名
4 諮問事項	保育所の設置認可について
5 調査審議結果	申請のあった1件について意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和2年1月16日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 2 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 3 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	令和2年1月30日
3 委員	会長 田口 鉄久 委員 青山 弘忠 他3名
4 諮問事項	1 幼保連携型認定こども園の認可定員等について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可申請調書について
5 調査審議結果	申請のあった4件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	令和2年1月30日
3 委員	部会長 二井 栄 委員 森川 文博 他8名
4 諮問事項	1 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の中間評価について 2 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の見直しについて 3 乳幼児死亡の状況について
5 調査審議結果	各事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和2年1月31日
3 委員	会長 岡本 陽子 委員 田口 鉄久 他11名
4 諮問事項	第二期子ども・子育て支援事業支援計画の策定について
5 調査審議結果	計画の最終案を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	令和2年2月4日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 乾 光哉 他11名
4 諮問事項	1 三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について 2 「三重県地域福祉支援計画」について 3 「三重県再犯防止推進計画」について 4 民生委員・児童委員の一斉改選について 5 「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について 6 「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」について 7 「子どもを虐待から守る条例」について 8 「三重県社会的養育推進計画」について 9 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」について 10 「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」について
5 調査審議結果	1 三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について、審議を行った。 2～10 各事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和2年2月10日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 宇佐美 直樹 他10名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審議内容の報告について 2 保育所認可等部会の審議内容の報告について 3. 子どもを虐待から守る条例の改正について 4 三重県社会的養育推進計画の策定について 5 第二期三重県子どもの貧困対策計画の策定について 6 第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について
5 調査審議結果	各事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和2年2月12日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

4 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

1 保育所、放課後児童クラブ等の対応に関する要請

国の通知を受け、以下について2月28日付けで各市町に協力を要請しました。

- (1) 保育所、認定こども園、幼稚園等については、原則開所をお願いしました。
- (2) 放課後児童クラブについては、原則開所をお願いするとともに、朝からの開所など可能な限り柔軟な対応をお願いしました。
- (3) 放課後等デイサービスについては、開所時間について、可能な限り長時間とするなどの対応をお願いしました。

2 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス(以下「放課後児童クラブ等という。」)の活用による子どもの居場所確保に関する要請

国の通知を受け、教育委員会事務局と連名で、以下について3月3日付けで各市町および各市町教育委員会等に協力を要請しました。

- (1) 放課後児童クラブ等を利用する児童や保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童、特別な支援が必要な児童生徒を対象に、通常の課業時間の範囲内において学校で受け入れることについて配慮をお願いしました。
- (2) 放課後児童クラブ等から支援の要請があった場合、教職員に出張を命ずることにより、学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることが可能とされていますので、個々の教職員の業務負担を十分踏まえた上で、適切に対応いただくよう配慮をお願いしました。

各市町子ども・子育て支援新制度担当課長 様

三重県子ども・福祉部少子化対策課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した保育所、
認定こども園、幼稚園及び放課後児童クラブ等の対応について（依頼）

標記のことにつきまして、内閣府、厚生労働省、文部科学省から文書の発出がされておりますが、それらを踏まえて、市町の実情に応じた範囲において、教育部局と福祉部局で連携のうえ、下記のとおり対応についてご協力くださいますよう、お願いします。

1 保育所、認定こども園、幼稚園等について

- ・保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として開所くださいますよう、お願いします。
- ・登所を不安に思う保護者への対応や感染拡大を防止するため、自主休園を呼び掛ける措置についてもご検討ください。

※本件にかかる利用者負担の減額については現在内閣府に確認中です。

2 放課後児童クラブについて

《小学校が休校とならない場合》

- ・共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられることから、現在実施している平日及び休日の開所については、原則として引続き開所くださいますよう、お願いいたします。

《小学校が休校となった場合》

- ・通常の開所に加えて、朝からの開所など可能な限り柔軟な対応をお願いします。
- ・通常放課後児童クラブを利用していない児童の利用ニーズの増加や、人員配置が困難であるなどの事情により、放課後児童クラブだけでは受け入れが困難な場合は、通常学校が開校している時間帯においては必要最小限の人数に絞って小学校に登校いただき、教職員による個別の対応をしていただくなど、各市町教育委員会と連携の上、柔軟な対応をお願いいたします。

なお、県教育委員会からは、各市町教育委員会あて、別添通知にて「臨時休業期間中、児童生徒が安心して過ごせるようにするため、各小中学校等において、児童生徒への連絡体制の確保及び、児童生徒や家庭の状況を踏まえた適切な対応がなされるよう」依頼させていただいております。

3 1及び2に関する臨時休園等について

- ・施設から休園等の連絡がある場合は、上記のとおり開所をお願いしてください。ただし、市町において、代替措置を講じた場合には、臨時休園等も可とします。

【事務担当】 少子化対策課 保育サービス・幼保連携班
電話：059-224-2268 FAX：059-224-2270
メール：shoshika@pref.mie.lg.jp

令和2年3月3日

各市町等教育委員会教育長 様
各県立特別支援学校長 様
各市町放課後児童クラブ主管課長 様
各市町放課後等デイサービス主管課長 様

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長
特別支援教育課長
教職員課長
保健体育課長
学校経理・施設課長
三重県子ども・福祉部
少子化対策課長
障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（通知）

令和2年2月28日付け通知において、臨時休業期間中、児童生徒が安心して過ごせるようにするため、各小中学校等において、児童生徒や家庭の状況を踏まえた適切な対応がなされるようお願いしたところであり、教職員が個別に対応するなど、既に子どもの居場所への対応を実施していただいている市町や学校もあるところです。

こうした中、令和2年3月2日付けで、文部科学省と厚生労働省から子どもの居場所の確保について考え方が通知されました。

については、子どもの居場所の確保のため、各市町等教育委員会及び各県立特別支援学校においては、感染の予防に留意した上で、放課後児童クラブ等を利用する児童や保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童、特別な支援が必要な児童生徒を対象に、通常の授業時間の範囲内において学校で受け入れることについてご配慮いただくようお願いします。

また、放課後児童クラブ等から支援の要請があった場合、教職員に出張を命ずることにより、学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることが可能とされていますので、個々の教職員の業務負担を十分踏まえた上で、適切に対応していただくようご配慮をお願いします。

本件にかかる取組については、市町等教育委員会、学校、各市町放課後児童クラブ主管課及び各市町放課後等デイサービス主管課が十分に調整の上、対応をお願いします。

引き続き、子どもの命と健康を最優先に考えた措置を講じるとともに、子どもの居

場所確保に向けた体制の確保に向けて、地域や学校の実情を踏まえ、適切に対応していただくようお願いします。

なお、本通知について、お問い合わせがある場合は、以下の〈本件連絡先〉にご遠慮なく相談いただくようお願いします。

〈本件連絡先〉

○小中学校の教育内容や臨時休業に関すること
三重県教育委員会事務局小中学校教育課
059-224-2963

○特別支援学校の教育内容や臨時休業に関すること
三重県教育委員会事務局特別支援教育課
059-224-2961

○教職員の服務に関すること
三重県教育委員会事務局教職員課
059-224-2956 059-224-2958

○児童生徒の健康、安全に関すること
三重県教育委員会事務局保健体育課
059-224-2969

○学校施設に関すること
三重県教育委員会事務局学校経理・施設課
059-224-2955

○放課後児童クラブに関すること
三重県子ども・福祉部少子化対策課
059-224-2268

○放課後等デイサービスに関すること
三重県子ども・福祉部障がい福祉課
059-224-2266